○環境省告示第七十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一各号ロ及びニ並びに別表第一の二第十九号の規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年六月一日から適用する。

平成二十六年五月三十日

環境大臣　石原　伸晃

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一号を削り、第二号中「令別表第一第二号ロ」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第二号ロ」に改め、同号の表を次のように改め、同号を第一号とする。

物質	係数
(1) アマナズナ種子油	一
(2) イソプロピルアルコール、トール油（蒸留物に限る。）、ドデシルベンゼンスルホン酸錯体のナフサを溶媒とする溶液、ポリアルキレンポリアミン及びリノール酸二量体の混合物（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	二五
(3) エチレングリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物	一
(4) グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。）	一
(5) 三―（三・五―ジ―ターシャリ―ブチル―四―ヒドロキシフェニル）プロピオン酸アルキルエステル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物であって、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇
(6) ジプロピレングリコールジベンゾアート（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇
(7) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）	一〇
(8) 大豆油脂肪酸メチルエステル	一
(9) テレフタル酸ジ―二―エチルヘキシル	一
(10) トール油のナトリウム塩	一
(11) ナトリウムメトキシド（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるもの（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液を除く。）に限る。）	二五
(12) ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのものの混合物（炭素数が十及び十一のものの混合物を除く。）に限る。）	一
(13) ぶどう油	一
(14) ポリイソブチレン（重合度が四未満のもの及びその混合物に限る。）	一
(15) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物を除く。）を溶媒とする溶液	一
(16) ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇

第三号の表を次のように改め、同号を第二号とする。

物質	係数
(1) アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液	○
(2) エチルターシャリペンチルエーテル	○
(3) ポリ（L―アスパラギン酸）のナトリウム塩水溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○
(4) マレイン酸及びアリルスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○
(5) 無水マレイン酸及びプロパ―ニ―エン―一―スルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液	○

第四号中「第十三号」を「第十九号」に改め、同号の表(2)の項から(5)の項までを削り、同号を第三号とする。

○環境省告示第七十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号イ(31)の規定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定する油性混合物を次のとおり告示し、平成二十六年六月一日から適用する。

平成二十六年五月三十日

環境大臣　石原　伸晃

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号イ(31)の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するものは、次のとおりとする。

一　アルカン（炭素数が十から二十六までのもの及びその混合物に限る。）及び重油又は軽油の混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

二　エチルアルコール及び揮発油の混合物（揮発油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

三　脂肪酸メチルエステル及び重油又は軽油の混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

四　植物油及び重油又は軽油の混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

官庁報告

官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則（平成十二年八月二十一日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二人」を「一人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十六年五月三十日から施行する。